**障害者就労施設等・(特非)香川県社会就労センター協議会から物品等を調達するために！**

障害者優先調達推進法が平成25年４月１日から施行されました。

県では、毎年度、かがわ障害者就労施設等からの物品等調達方針を定め、障害者就労施設等、(特非)香川県社会就労センター協議会からの物品等の優先的な調達を推進しています。

※　障害者就労施設等とは、障害者就労施設、在宅就業障害者、在宅就業支援団体をいいます。

(特非)香川県社会就労センター協議会とは、障害者就労施設の共同受注窓口として、複数の施設による共同受発注情報の収集や提供、仕事の受注・配分・商品の取りまとめなどを行っており、会計規則第184条第８号ウ及び第９号アによる随意契約ができる相手方として認定しました。

**購入のためのアドバイス**

★「物品の購入や役務の提供に係る契約をお考えのみなさんへ！」

障害者就労施設や(特非)香川県社会就労センター協議会を利用できないか、御検討ください。

（１）障害者就労施設等、(特非)香川県社会就労センター協議会ができること

調達可能な物品や役務の提供の情報は、下記ホームページより確認いただくか、障害福祉課、(特非)香川県社会就労センター協議会に直接確認してください。

　　・「ヨロコビ」ホームページ　　http://www.yorokobi-selp.com/

　　・障害福祉課　施設福祉・就労支援Ｇ(担当　池本)

℡　０８７－８３２－３２９３、内線３２４２

　　・(特非)香川県社会就労センター協議会(担当　正木)

　　　℡　０８７－８１３－１４２０

（２）契約の方法

各所属において、障害者就労施設等や(特非)香川県社会就労センター協議会からの物品の購入や役務の提供に係る契約をする場合には、随意契約が利用できます。

この随意契約の利用にあたっては、以下の発注手続に係る留意点を参考にしてください。

●調達手続に係る留意点

**①　会計規則第184条第８号及び第９号アに規定する随意契約を利用する場合、予定価格に関係なく、障害者就労施設等や(特非)香川県社会就労センター協議会と随意契約が可能です。この場合、同規則第184条の２に規定する発注見通し等の公表を行う必要があります。（平成17年５月11日付け17出納第9726号、出納局長通知を参照）**

②　会計規則第184条第１号から第３号及び第６号に規定する随意契約を利用する場合（ただし、同規則第184条第２号の場合は、予定価格が100万円（税込み、以下同様）を超えないものをするとき。）、①の手続を行う必要はありませんが、予定価格の区分に応じて２者又は３者から見積書を徴収することになります。

３万円以下の契約であれば、障害者就労施設等１者のみの見積書徴収で発注可能です。

　　　　また、１万円以下の物品購入、役務の提供であれば、見積書を省略できます。

**ポイント**

障害者就労施設や(特非)香川県社会就労センター協議会は、**随意契約の手続の特例**(上記①)により、予定価格に関係なく契約することが可能ですので、積極的な活用をお願いします。

**随意契約の手続の特例**については、

「各課のページ」－「出納関係通知集」－「契約」－「契約事務マニュアル」－「第３章契約の方法　第４節随意契約　２ 随意契約の手続きの特例」を参照してください。

上記（２）①の場合

●香川県会計規則第184条第８号、９号活用

予定価格に関係なく契約ができます。

事務の流れ

締結前情報の公表→見積書徴収等→契約･執行伺書→契約締結後情報の公表→納品→検収

→請求→支出命令書⇒支払

物品については、香川県社会就労センター協議会や障害者就労施設等において作成されたものに限ります。

次の手続きが必要になります。

①香川県会計規則第１８４条の２第２号に基づく随意契約の締結前情報の公表

②契約相手方の決定

③契約後速やかに香川県会計規則第１８４条の２第３号に基づく随意契約の締結後情報の公表

締結前情報(①)と締結後情報(③)の様式及び公表の方法については、

「各課のページ」－「出納関係通知集」－「契約」－「契約事務マニュアル」－「第３章契約の方法　第４節随意契約　２随意契約の手続きの特例」

を参照してください。

なお、記載例は別添のとおりです。

　上記（２）②の場合

●香川県会計規則第184条第６号活用

予定価格が100万円以下の契約について活用できます。

事務の流れ

物品購入等伺→見積書徴収等→契約･執行伺書→納品→検収→請求→支出命令書⇒支払

以下のように予定価格によって契約手続きが異なります。

ただし、物品については、障害者就労施設等以外からの購入が困難なものに限ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 予定価格 | 契約方式 | | 備　考 |
| 100万以下  50万円超 | 随意契約（見積り合わせ）  　〈紙見積り〉  原則として３者以上見積り  見積書徴収者が３者未満の場合は「執行伺書」の内容欄に理由を記載すること。 | ただし、物品については、障害者就労施設以外からの購入が困難なものに限ります。 | 契約書  必　要 |
| ３万円超 | 随意契約（見積り合わせ）  　〈紙見積り〉  原則として２者以上見積り  見積書徴収者が１者の場合は「執行伺書」の内容欄に理由を記載すること。 | 契約書  省略可 |
| ３万円以下 | 単独随意契約　〈１者紙見積り〉 | |
| １万円以下 | 単独随意契約（見積書徴収を省略可） | |

注） ５万円以下で見積書を徴収することが困難な場合は、電話又は口頭による価格照会、価格表等の取得（ＦＡＸ可）により見積書の徴収に代えることができる。

ア　電話又は口頭により照会した場合

「執行伺書」に照会年月日、品名、数量、価格等を記載し、**担当職員の職氏名を記名、押印する。**（別紙で添付してもよい。）

イ　価格表等を取得した場合

価格表等に取得年月日を記載し、**担当職員の職氏名を記名、押印**して「執行伺書」に添付する。

【様式１】

香川県会計規則第１８４条の２第１号に基づく随意契約の発注見通し

|  |  |
| --- | --- |
| 部(局)・課(所)名 | ●●部●●課 |
| 件　　　　　　名 | 香川県障害者雇用好事例集 |
| 内　　　　　　容 | 香川県内の事業所における障害者雇用の好事例を集めた冊子及び県ＨＰ用のデータ作成業務  (1)　冊子  Ａ４　16ページ　フルカラー　×　3,000部  （７事業所の取材及び原稿の作成を含む）  (2)　ＨＰ用データ  (1)のＰＤＦデータ　×　１部  メッセージビデオデータ　×　７ヵ所  （１事業所あたり15～30秒程度） |
| 発注見通し  (契約予定時期、納期又は履行  期間等) | 香川県会計規則第184条第９号アに係る施設等であって、香川県内に事業所を有し、かつ上記契約内容が実施可能であるもの  ［納期期間］  平成●年●月●日 |

【様式２】

香川県会計規則第１８４条の２第２号に基づく随意契約の締結前情報

|  |  |
| --- | --- |
| 部(局)・課(所)名 | ●●部●●課 |
| 件　　　　　　名 | 香川県障害者雇用好事例集 |
| 契約内容 | 香川県内の事業所における障害者雇用の好事例を集めた冊子及び県ＨＰ用のデータ作成業務  (1)　冊子  Ａ４　16ページ　フルカラー　×　3,000部  （７事業所の取材及び原稿の作成を含む）  (2)　ＨＰ用データ  (1)のＰＤＦデータ　×　１部  メッセージビデオデータ　×　７ヵ所  （１事業所あたり15～30秒程度） |
| 契約予定日 | 平成●年●月●日 |
| 納期又は履行期間 | 平成●年●月●日 |
| 契約の相手方の選定基準及び決定方法 | ［選定基準］  香川県会計規則第184条第９号アに係る施設等であって、香川県内に事業所を有し、かつ上記契約内容が実施可能であるもの  ［決定方法］  見積書を比較し、予定価格の範囲内で最低価格を提示した事業者と契約する。見積書の提出が1事業者のみであった場合は、予定価格の範囲内であるか確認のうえ契約する。 |
| 契約の申込み方法  (見積書受付期間、見積書受付場所等) | ［見積書受付期間］  平成●年●月●日から●月●日まで  ［見積書受付場所］  香川県●●部●●課　県庁東館　●階  （高松市番町四丁目１－10） |

【様式３】

香川県会計規則第１８４条の２第３号に基づく随意契約の締結後情報

|  |  |
| --- | --- |
| 部(局)・課(所)名 | ●●部●●課 |
| 件　　　　　　名 | 香川県障害者雇用好事例集の作成業務について |
| 契約の相手方  （名称、所在地） | 名　称：社会福祉法人　●●●　　●●  所在地：香川県●●郡●●町 |
| 契約締結日 | 平成●年●月●日 |
| 契約の相手方とした理由 | 香川県会計規則第184条の２第２号に基づく随意契約の締結前情報【様式２】に掲げる受付期間内に見積書を提出したものが上記の１事業所のみであり、当該事業所について契約の相手方として適当であるかどうかを、【様式２】に掲げる選定基準及び決定方法に基づき審査したところ、適当と認められたため。 |